

Weekly Report

第210号

平成25年 4月 8日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

教育資金一括贈与の非課税措置 Q&A

Q.教育資金の一括贈与に係る非課税措置とは？

A.祖父母等(受贈者の直系尊属)が子や孫(30歳未満)に教育資金を一括して贈与する場合、受贈者ごとに1500万円(学校等以外に支払われる金銭は500万円)まで贈与税が非課税となる措置が25年度税制改正で創設されました。25年4月～27年12月までに行う贈与が対象です。

Q.贈与する方法などは？

A.取扱金融機関において専用口座を開設し、贈与する教育資金を預入等します。払出の際は、教育資金に充てたことが分かる書類(学校等からの領収書など)の提出が必要です。なお、口座等は子や孫が30歳に達する日に終了します。

Q.30歳に達した時点で口座に残額がある場合は？

A.残額に対して贈与税が課税されます。

Q.1500万円まで非課税となる教育資金とは？

A.学校等に対して直接支払われる金銭で、例えば入学金、授業料、保育料、修学旅行費などです。

Q.「学校等」とは？

A.学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、

大学(院)、専修学校、各種学校や、外国の教育施設、認定こども園、保育所などです。

Q.「学校等以外に支払われる金銭」とは？

A.学習(学習塾・家庭教師・そろばん等)、スポーツ(スイミングスクール、野球チームの指導等)、文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室等)、教育向上のための活動(習字、茶道等)に対して支払う月謝などの費用や、学校等で必要な費用を業者等に支払った場合に学校等が必要と認めたもので、500万円まで非課税となります。

平成23年度の欠損法人割合は72.3%

国税庁が公表した23年度の「税務統計から見た法人企業の実態(会社標本調査)」によると、法人数25万8593社のうち、利益計上法人は71万1478社、欠損法人は185万9012社で、欠損法人の割合は72.3%(前年度比0.5%減)となりました。

また、交際費等の支出額は2兆8785億円(同2.0%減)で5年連続減少し、営業収入10万円当たり226円でした。

なお、中小企業(資本金1億円以下)が支出する交際費については、年間800万円まで全額損金算入できるように改正されました(25年4月以降に開始する事業年度から適用)。

平成25年度固定資産税の縦覧・閲覧

4月から25年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産税課税台帳の閲覧ができます。

縦覧とは、土地または家屋の納税者が同一地域内にある他の土地または家屋の価格を比較し、評価が適正かどうかを確認できる制度で、期間は各市町村で異なります(第1期の納期限日まで)。

一方、閲覧とは自己の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認できる制度で、年間を通じて行えます。また、借地・借家人も対象の部分に限り、閲覧することができます。